



2025年7月31日

各位

会社名 株式会社REVOLUTION
代表者名 代表取締役社長 砂川 優太郎
(コード番号 8894 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役社長 砂川 優太郎
(TEL. 03-6627-3487)

第三者委員会調査報告書受領に伴う対応および再発防止策のお知らせ

2025年7月14日付開示資料「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表の通り、第三者委員会の調査報告書(以下「調査報告書」といいます。)にて指摘を受けた事項等について、受領後取締役会を中心に議論を複数回実施し、本日開催の取締役会において今後の対応及び再発防止策等を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 調査報告書受領に伴う当社の対応について

(1) 2025年3月11日付適時開示された事項における取締役会決議について

2025年3月11日付適時開示の「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」および「代表取締役の異動に関するお知らせ」の両適時開示について取締役会決議の上、適時開示がなされた内容で記載がされておりますが、調査報告書で記載のとおり、3月11日に両開示に先立ってそれぞれについて決議する取締役会を開催していなかったこと、また、当社元代表取締役の新藤弘章氏(以下「新藤氏」といいます。)によるその他の取締役に対する個別の説明及び取締役会議事録の案の取締役会 LINE グループにおける共有に留まっていたこと、そして前者に関しては詳細な説明や十分な議論がなされなかったことが判明しております。そのため、当社では改めて当該事項における取締役会決議を以下のとおり決議しております。

また、同日に適時開示されている「新株予約権の放棄に関するお知らせ」についても、併せて以下のとおり本日取締役会決議をしております。

① 株主優待制度の廃止について

決議

株主優待制度は廃止いたします。

理由

従前の株主優待制度については、調査報告書で指摘のあるとおり会社法違反の可能性を複数指摘されており、従前の株主優待制度をそのまま実施することは当社が会社法違反となる可能性がある

ため従前の株主優待制度は廃止することは不可避とはいえ、改めて従前の株主優待制度は廃止することを決議致しました。

また、株主優待の規模を縮小し、社会的相当性に配慮した上で新たな株主優待制度を実施することについても改めて議論を重ねました。

当社の株主となって頂いた皆様へ可能な限り利益を還元させていきたいとの想いは当社取締役の総意であります。

しかし、規模を縮小したとしても、調査報告書で指摘の通り本株主優待が配当の代替手段として検討されたものであり、会社法違反の懸念が払拭できません。

また、2025年3月27日付適時開示「当社連結子会社 WeCapital 株式会社グループの業績計画見直しに関するお知らせ」等で公表のとおり、当社グループを取り巻く環境が厳しいものとなっております。

そのため、資金を株主優待の財源として充当するのではなく、当社連結子会社の WeCapital 株式会社グループの経営再建に充当していくことが当社グループの企業価値向上に最も資するものであり、ひいてはそれが株主の皆様に対して一番の還元策であると判断致しました。

以上から株主優待制度の廃止を決議しております。

② 代表取締役の異動について

決議

新藤氏から現代表取締役の砂川優太郎氏の代表者異動といたします。

理由

新藤氏の辞任を受け、常勤取締役が現代表取締役の砂川優太郎氏のみとなるためこれを改めて決議しております。

③ 第9回新株予約権の権利行使について

決議

2025年3月11日付適時開示の「新株予約権の放棄に関するお知らせ」で公表した新藤氏の本新株予約権の放棄は認めないものとし、本新株予約権の強制行使条項の当社株価が150円を下回って推移しているに抵触しているため、新藤氏に本新株予約権の行使（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：1,702,386,400円）を要請いたします。

理由

本新株予約権は、2024年11月21日付適時開示「有償ストックオプション（第9回新株予約権）の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、新藤氏の代表取締役（当時）として経営に対する責任を負わせる目的で、当社株価が150円を下回った場合に行使価額506円での強制行使条項が規定されておりました。

そして、調査報告書に記載のとおり、新藤氏自身が WeCapital 株式会社との M&A を含む代表取締役（当時）としての自身の実績に鑑み、本新株予約権を取得することによって実績に見合った経済的利益を享受したいことを目的として自身への割当を主導していました。

一方で、数多くの新藤氏による一時的な株価上昇のための「拙速な経営判断」の結果、当社株価の低迷を招き、実質的に本新株予約権の強制行使を避ける目的で、新藤氏は本新株予約権を放棄し、

当社代表取締役を辞任しております。

調査報告書で判明しているこのような経緯を鑑み、本新株予約権の放棄について発行当初の目的のとおり、新藤氏の経営責任を果たすことおよび責任の所在を明確化することによる再発防止策の一環として、新藤氏に対し本新株予約権の行使を要請するものです。

ただし、当社は、詳細な新藤氏個人の資産背景等は把握しておらず、新藤氏の辞任の経緯を踏まえると本新株予約権の行使の可能性は極めて低く、新藤氏による本新株予約権の行使による当社の純資産が増額する可能性も極めて低いものと認識しております。しかしながら、そのような認識であっても、今般の第三者委員会の調査目的における一連の事象について新藤氏の責任の明確化と新藤氏の当時の経営責任の果たす意向を確認するため、当社は本新株予約権の行使を新藤氏へ要請することと致しました。本新株予約権の行使について状況が判明次第、改めて適時開示にてお知らせいたします。

(2) 取締役の責任について

① 新藤氏への責任追及

調査報告書の通り、新藤氏が数多くの「拙速な経営判断」を行った結果もたらされた株価の著しい下落や当社の風評被害等の影響は非常に大きいものであると認識しております。調査報告書のなかで、例を挙げると、新藤氏は2024年10月23日付適時開示の株主優待制度の創設について、同日の取締役会決議前に当社の顧問弁護士から会社法違反の懸念を指摘されていたにもかかわらず、当該指摘を他の取締役へ共有することなく、取締役会決議を代表取締役として主導しておりました。このように、新藤氏は取締役会における審議・検討プロセスの軽視や内部統制の意識の希薄さなども調査報告書で指摘をされております。

そのため、当社では、調査報告書受領後に、弁護士も交えて取締役会で複数回議論を重ねた結果、本日2025年7月31日開催の取締役会にて、新藤氏に対して取締役（当時）としての民事上の責任を追及するための法的手続を進める方針を決議致しました。本取締役会には監査等委員も参加し全員賛成しておりますが、最終的には監査等委員会によって訴訟の提訴が判断される予定です。

なお、現時点での想定として、新藤氏への損害賠償請求額は第三者委員会の調査に関連する費用等を請求予定です。今後、訴訟の提訴等を実施した際には改めて適時開示にてお知らせ致します。

② 新藤氏以外の取締役についての責任追及

調査報告書の調査目的である一連の当社の意思決定について、新藤氏以外の取締役についても、取締役会及び監査等委員による監視・監督の実効性において問題が指摘されております。これを踏まえ、代表取締役の砂川優太郎氏、監査等委員の依田俊一氏、岩崎比菜氏、松丸三枝子氏の4名は2025年8月から2025年10月まで3カ月間の役員報酬の10%の自主返納を本日2025年7月31日開催の取締役会で決議しております。

2. 再発防止策について

(1) コーポレートガバナンスの強化

① 指名委員会の設置

取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会を設置することを本日 2025 年 7 月 31 日開催の取締役会で決議しております。本指名委員会の委員は当社の監査等委員と当社及び当社の大株主から独立した外部有識者で構成する予定です。本指名委員会の構成等の詳細については、現在検討中であり、決定後速やかに適時開示にて公表いたします。

これは、調査報告書内で提言されている、これまでの取締役会における審議・検討プロセスが不十分であった状況を鑑みて、取締役会自体が実効性評価を定期的に行うことができることを目的として、それに相応しい人材の取締役の選任手続きについて、客観性と透明性を確保し、コーポレートガバナンスの向上を目的として指名委員会の設置を決議しております。

② 常勤の監査等委員の選任について

前①で言及する当社が今後設置する予定の指名委員会にて妥当性が確認され、その後に開催する株主総会決議で承認を得られることを前提として、当社の取締役会の職務執行の監督機能強化を目的として、常勤監査等委員を選任いたします。

③ 取締役会構成員について

独立社外取締役が取締役会構成員の過半数となるように、指名委員会での候補者選定を踏まえ株主総会の議案とする方針です。

④ 取締役会運営組織の「社長室」設置について

取締役会の審議・検討プロセスの充実のため、取締役会で上程される議案についてそれぞれの取締役が十分に検討できる時間を確保するため、取締役会規程に沿った取締役会の運営の徹底を行う組織として「社長室」の新設を致します。また、代表取締役の重要な意思決定のサポートについても「社長室」の分掌となる予定です。

⑤ 経営会議の開催

取締役会にて議案を上程するにあたって、事業運営の課題等を正確かつ詳細に把握し、より取締役会の議案における議論を深めることを目的として、2023 年 10 月以降開催をしていなかった経営会議を今後少なくとも月 1 回以上開催することとします。経営会議開催における諸規定の設定は今後取締役会等で決議をし、決定してまいります。

(2) 主要株主との関係見直しについて

前①で言及する当社が今後設置する予定の指名委員会にて妥当性が確認され、その後に開催する株主総会決議で取締役選任について承認を得られることを前提として、これまで当社の事業運営に貢献してきた当社の筆頭株主である合同会社F O 1の代表社員の美山俊氏を取締役として選任する予定であり、美山俊氏は、取締役としての法的な権限と責任をもって当社経営に主体的に関与していく方針であります。

(3) 中期経営計画の作成

新藤氏の代表取締役在任時における多くの意思決定は、短期的な株価上昇を過度に意識し、偏重したことによる拙速な経営判断でなされたものであり、結果として多くの混乱を招いたことが調査報告書にて指摘されており、第三者委員会から「中長期的な企業価値を見据えた経営の実践」が提言されております。これを受けて、当社では、中長期的な企業価値の向上を目指すことを目的として、3カ年程度の中期経営計画を作成する方針です。ただし、現在多くの経営課題や整理すべき事項があり、作成時期については未定となっております。中期経営計画を作成した際は、適時開示にてお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けた取組みを徹底し、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

以 上